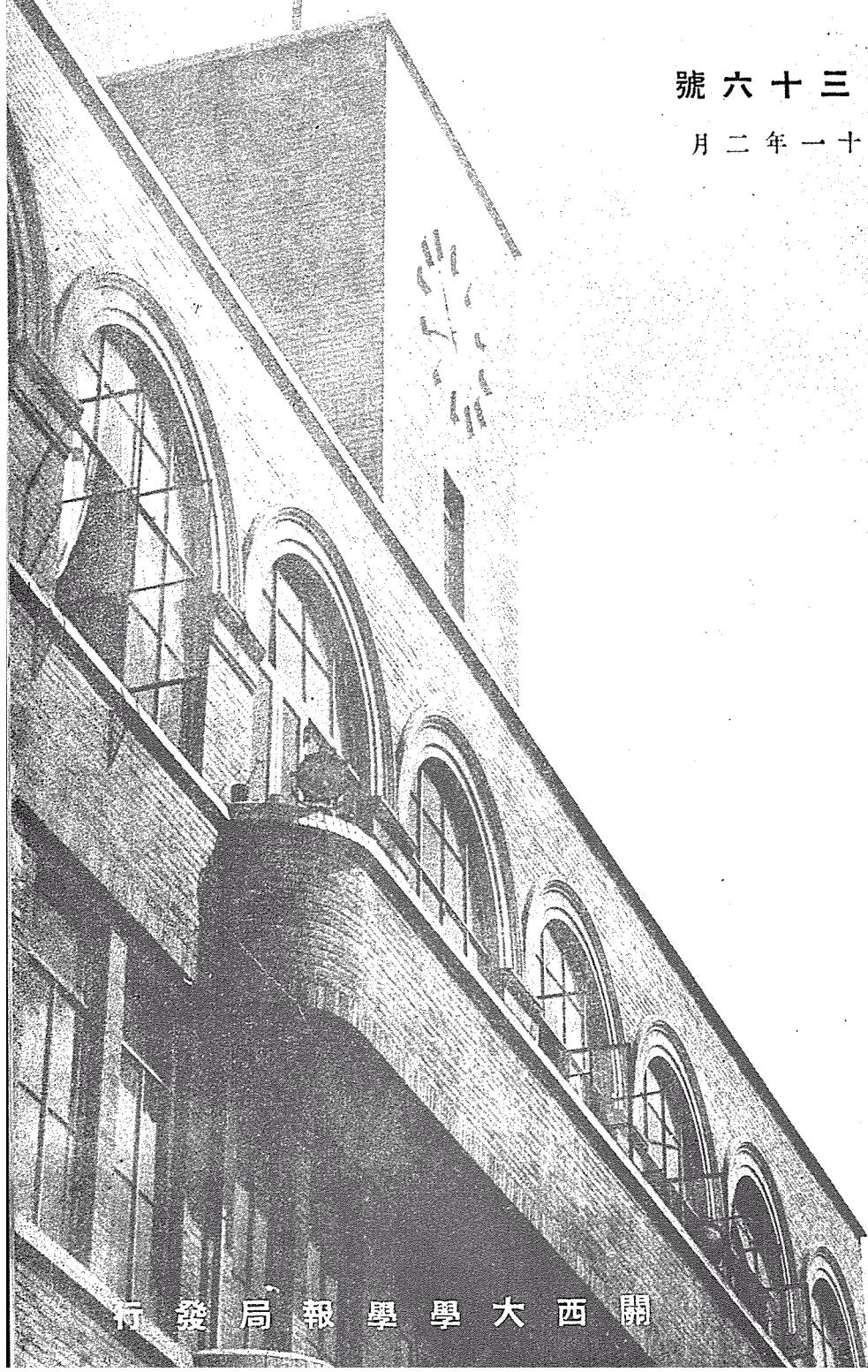




開西大學報

號六百三十號

昭和十一年二月



開西大學報局發行

檢事 平田奈良太郎編

選舉法に関する判例と法規
附 疑義解釋

三六版上製
四三〇頁

定價一圓
送料八錢

本書は、昭和十年十二月末迄に發表された衆議院議員選舉法及附屬法令に關する大審院判例司法省刑事局長、大審院檢事局の質疑回答、内務省の疑義解釋等八百八十二件を條項順に排列收錄し、尙、末尾には衆議院議員選舉法同施行令の新舊對照其他關係法規を掲げてゐる。

編者は、多年大阪地方裁判所にあつて、衆議院議員選舉法に最も造詣の深い、人も知る名檢事であるから、本書が同種出版物中の白眉であることはいふ迄もない。逐鹿戦に必携の書。

前學大央中臺河駿京東
番八三二一八京東替振
番八二二二田神話電

社會式株
院告同人

道新田梅區北阪大
番二七九一三阪大替振
番三三五五六七一五北話電



徳川時代の身元保證

教 授 西 村 信 雄

徳川時代の身元保證 (二)

教 授 西 村 信 雄

私は眞に本學報第一一六號乃至第一二一號に連載せる『身元保證法に就て』に於て、又、關西大學新聞第六二號所載の『徂徠「政談」に見えたる徳川時代の身元保證』に於て、徳川時代の身元保證たる「人請」に關し若干言及したのであるが、現代の身元保證に關する法律的諸問題を解明するためには是非其の前身を成す人請制度を知る必要があると考へるので、更めて之に關する法史的な考察をまとめて見ることとした。本稿はその試みである。唯、本誌上では紙幅の制限があるので未完稿の不體裁なものをお公表することとなつたが、是はいづれ近く別の機會に補完することとした。讀者の寛恕を乞ふ次第である。

今日の身元保證人制度は、我國特殊の沿革に由來するものであつて、徳川時代に於て國內にあまねく行はれてゐた「人請」制度の遺制である。素より、徳川時代の奉公契約關係が今日の近代的勞働關係にまで轉化したやうに、かの人請制度と今日の身元保證人制度との間には、其の目的乃至機能に於ても、また、その法律的性質乃至效力に於ても、明な轉化の跡を見出しえる。さりながらこの制度がかかる我が國特殊の沿革に基づくものである以上、今日の制度に就て語る前に、一應先づ、前代の制度の如何なるものであつたかを明かにせねばならない。而して、この人請の制度に關しては幸にも法律史學者の努力に依つて既に幾多の貴重な論證が發表せられて居る。故に茲に先づ先學の論證に依據しつゝ、今日の身元保證人制度を理解するに必要な限度に於て、人請制度の概要を見るこゝしたい。

第一 人請の意義及び之に關する法規の沿革

徳川時代の奉公契約^(一)は二重の擔保制度に依つて擔保された。人請は契約上の擔保制度であつて、奉公人の爲めに保證人たるべきことを約する契約を意味した^(二)ところが、徳川幕府の法制に於ては奉公人の所爲に關しては獨り契約上の保證人に責任を負はしめたばかりでなく、人請契約に於ける

目 次

徳川時代の身元保證 (二)

教 授 西 村 信 雄

浪華儒林傳「春田横塘」 (二)

講 師 石濱 純太郎

學 内 報 (三)

卒業進級試験日割——富爾都新聞部及辯論部指導教授委嘱——がくほう抄

校 友 (三)

新京文部設立準備會——テイツシユフロインド及其例會——基督教青年會——俱樂部——動靜——住所移動

學 會 消 息 (六)

法學研究會

學 生 (五)

皇陵崇敬會——參陵會——キリスト教青年會

——東亞研究會——尙友會

關大スボーツ (七)

籠球——自動車——野球——陸上競技——スキイ
攀鬪

弓 術 (八)

俳 壇 (九)

岩 井 巖 (九)

有 田 朝 冷 還

請人が、逃亡したり或は人請義務を履行しない様な場合に、その請人の家主、五人組、店請人、借家人（店の者）、人宿等をして法律上一定の

責任を負はしめ、以て請人の人請義務の實現に協力せしめ、或場合には請人の義務を分擔せしめ、或は特に請人に代つてその義務を履行せしめた^(三)のである。かやうに、奉公契約に關しては契約上と法律上との二重の担保責任者が存したのであるが、以下に於ては、専ら契約上の擔保制度たる人請契約のみに付て述べることとする。

そもそも我國の保證人法の歴史は遠く養老律令の昔にまで遡るのである^(四)が、人請に關する法令が史上に現れたのは比較的新しい。中田博士の考證せらるゝ所に依れば、中世末豊臣氏の立法に至つて始めてその端初が現れて居るにすぎない^(五)。然るに徳川時代に入つてからは、幕府は此の人請に關する數多の法令を制定し、茲に詳細な身元保證法規が整備されるに至つた。而して、幕府はその初世以來奉公契約には必ず身元保證人たる請人を立つべきことを強要し^(六)、請人なき奉公人を雇入れた雇主に對しては訴權を付與しなかつた^(七)。又、當該奉公人の身元確實なることを熟知するに非れば猥に人請に立つべからざること・請人となるに當つては必ず人主・下請を取り置くべきことを命じ^(八)、或は又、請人・人主・下請人等に立ち得る者の範圍を比較的厳格に制限し、且又、既に述べたやうに契約上の保證人以外の一定の者に對しても法律上の擔保責任を負擔せしむる等、ひたすら奉公契約の擔保制度の完備に努めたのである。この事は、一面に於て、奉公人に對する主人の權利を飽くまで強化せむとする當時の法律思想の現れでもある。然し、それよりも更に注目すべきことは、この人請制度が、當時の社會組織の秩序を維持するために張りめ

ぐらされた精密周到な人民取締手段の一として重要な役割を勤めたことである。^(九)

註^(一) 「奉公人」と云ふ言葉は元來封建制度に於ける主君に對する從者（臣下）を意味し、「奉公」とは臣下が主君に對し一身を擧げて忠勤奉仕することを意味したのであるが、徳川時代に入つてからは、その語義一變して、私法的な雇傭契約上の勞務者をして「奉公人」と呼び（例へば、足輕・中間・若黨・小者等の如き「武家奉公人」は勿論、下男・下女・乳母・番頭・手代・丁稚・弟子・作男等の如く庶民の家に召使はれた者も皆ひとしく「奉公人」の名を以て呼ばれた）、かかる勞務者の爲す勞務給付を「奉公」と稱した。この考證は、金田（平一郎）・「徳川時代の雇傭法の研究」國家學會雜誌四一卷一〇八頁以下に詳しく述べてゐる。尙、小野（武夫）・「徳川時代の農村奉公人」社會科學二卷七號二二一頁以下、參照。

註^(二) 金田・前掲・國家學會雜誌四一卷一四四四頁、特に同處註⁽¹²³⁾及び⁽¹²⁴⁾を參照。奉公人の保證人には後述するやうに請人・人主・下請人等の種類が存したが、「人請」なる語が汎く奉公人の保證人となる凡ての場合を意味したのであるか、それとも狹義の「請人」となることのみを指したのであるかは、明かでないやうに思はれる。高柳・石井編『御觸書寛保集成』一〇九二頁所載、寛文五巳年十月の御觸書に、「一、人請ニ立候者造成人主并下請人を撰、手形取置、請ニ立可申候、若體成人主下請人を不取、請ニ立候者有之候ハ、可爲此事」とあり、又、同書一〇九五頁所載、天和三亥年三月の御觸書に、「町中ニテ人請店請ニ立候者、他人は不及申、縱親類縁者たりといふとも、國元在所能存體成者を見届、請人ニ立可申候、缺落者其外不見届もの請人一切立申間鋪候、尤人主下請店請共ニ體成者を取置可申候」とある。是等の法令に於ては「人請に立つ」と云ふ語は單に狹義の「請人」となることのみを意味し、人主・下請人となることを包含してゐない。この點に關する正確な考證は後考に俟つ外はない

が、本稿に於ては請人たると人主たると下請人たるとを問はず汎く奉公人の保證人となることを約する凡ての場合を意味するものとして「人請」の語を使用することとする。

【三】 金田・前掲・國家學會雜誌四一卷一四六九頁。

【四】 中田(著)・「我古法に於ける保證及連帶債務」國家學會雜誌三九卷四一
頁以下參照。

【五】 中田博士は、此種の法令の端初を成すものとして、淺野文書四五六貞二五
八號豊臣秀吉天正十九年朱印狀に「一、侍小者によらず、其主にいとまをこわ
す罷出輩、一切かゝへからず、能々相改、請人をたて可置事」とあるを擧げ
「史料不充分の爲、此種請人の義務の内容を知悉することが出来ないけれども
右文に依て此請人は第一に、奉公人が逃亡人でないと云ふことを擔保するもの
であること丈は疑ない、此外恐らく、逃亡をしないと云ふことをも、擔保した
ものであらう、而して擔保相違の場合には、請人は刑事上の責を負ふたもので
あらう。」と述べて居られる(前註所引論文・五六一頁)。

【六】 金田・前掲。一二二一頁以下、及び同處所引元和五年未十二月廿三日の法
令「御當家令條卷第廿九所載」・萬治三年庚子十月廿六日の法令「日本財政經濟
史料第二卷一二六五貞所載」・寛政九丁巳年三月朔日の大坂町奉行所口達書【大
阪市史第四上二七八貞所載】・寛文元丑年六月朔日の法令【徳川禁令考第五帙
五九九貞、高柳・石井編「御觸書寛保集成」一〇九二貞所載】等參照。

斯く幕府は屢々奉公人に付き請人の設置・請狀の作成を強要したのであるが、
上掲寛政九丁巳年三月朔日の口達書に「…………第一請狀無之無人別之もの召
仕候而者、定法にも相背、不束之儀ニ付、吟味にも可及候共、前ミより仕來
ニ泥ミ、今更請狀取置度存候もの有之候而も、自分の存寄ニ而は、却而手間取
共職方差支させ可申哉と、其儘差置候趣も有之由ニ付、是迄之儀者不及糾に候
…………」などとあるに微すれば、世上一般には請狀なくして奉公人を召抱へた

例も少からずあつたことが窺はれる。

當時に於ても所謂「譜代者」に關しては請狀の作成を必要としなかつたやう
であるが(「祖傳・政談」に「年久キ用タシナドハ、譜代者ノヤフナレドモ請狀ニ
テ置タル故、是譜代者ニハ非ザル也」――日本經濟大典第九卷三五頁――とあ
る參照)、是れ蓋し譜代者は其身許が判明して居るからであらうと考へられる。
尙、大阪の商家(特に巨大商家)に於ける丁稚雇入の習慣としては、原則とし
て「別家」中の子弟を雇入れ、別家中の子弟不足なる時は他家の子弟を雇入れ
たのであるが(前者を「譜代子畜」、後者を「子畜」と稱する)、其雇入の際「別
家の子弟は曾て請狀を要せざるも、他より雇入るものは、其親元及親類の
連印せし請狀を出さしむるを常と」した(大阪商業史料集成第一輯所收『大阪
商業習慣錄』上編第六商家雇人の事、參照)。尙、丸山侃堂・今村南史共著『丁
稚制度の研究』一五頁、及び、『日本社會事業』下卷「子ムキボウコウ」の項に
も同様の記述が見えて居る)。元來、巨商の雇人にして「別家」となりし者は
「其身一代は勿論、子々孫々まで其主家に仕へ、其家政向きより一身上の進退
に至るまで、皆主家の指揮に従はざるを得ず。且つ子孫連綿共に主家に仕へ」
るのであつて(前掲大阪商業史料集成第一輯七二頁)、畢竟、「譜代者」に外な
らないのである。別家の子弟を雇入れるに付き請狀を必要としなかつた所以は
彼等が「譜代者」として取扱はれたからであらうと思はれる。

【七】 金田・前掲。一二二一頁參照。

【八】 註二所引寛文五己年十月の御觸書及び天和三亥年三月の御觸書參照。尙、
穂積陳重・五人組制度(明治三五年版)附錄所載山本大陸五人組帳にも「一、
男女奉公人之請に猥に立申間敷候者立候は、其者之國所親類等
承届け下請を取請人に立可申候下請なく猥に請人に相立候は、何様之曲事にも
可被仰付候事」とある。

【九】 (一) 上請人・下請人・人主となるためには十七才以上の男子たるを要し

(2) 下請人は當該奉公人と主人を同じくする者ならざることを要し、(3)「相請」即ち二人の奉公人が互に請人に立つこと並に「鐵輪請」即ち三人の奉公人が相互に請人に立つことは禁止せられ、(4)「人宿」が人請に立つ場合には原則として「人宿組合」の組合員たることを要し、尙、(5)『人宿に無之者奉公人の請に立事を停止』する旨の法令も存した。(金田・前掲・一四五二頁及び

一四五五頁註 (185) 參照)

【10】金田・前掲・一二三頁も『徳川幕府は治安の維持に關しては少なからざる努力を拂ひ、之が完璧を期するに、極めて巧妙精緻な警察的法制を以てした。殊に所謂廻宿、浪人等の取締に關しては、最もその意を致せる所があつた。奉公契約に於ける請狀は債務の保證契約書であるが、その主眼は後述の如くに被傭者の人物身元の保證にあつたこと、及び上述の如くに諸藩法に於ては此の如き法制は必ずしも強行せられざるが如く、且つ家法にあつては例外的制規の施行を許したこと等の諸點を以て考ふる時は、奉公契約に於ける請狀の強行は、幕府が人民取締の意圖より施行せし、警察的法制の一種であるとも解し得らるゝ』と說いて居られる。

第二 請狀の形式

人請契約は要式契約であつて、「請狀」なる一定形式の證文を作成し之を雇主に差入れることを必要とした。(1)人請契約の内容を知るために、請狀に記さるゝ文言を見るを便宜とする。今、左にその一例を掲げる。

奉公人請狀之事

一、此美代と申者、生國より能存確成者に御座候に付、我等請人に相立、當子十月より來卯十月迄三ヶ年季、給金貳分に相定、貴殿江御奉公に差出し申候處實正也、只今給金不殘御渡被下確受取申候、但御仕着施之儀は夏木綿單物冬木綿

布子可被下候御約速御座候、尤此者外より構申者一切無御座候、萬一此者取逃欠落等仕候ばば其品々相辨ひ當人乎尋出し、其上貴殿御指圖次第取計ひ、少しも御苦勞相掛申間敷候事

一、御公儀御法度之儀は不及申、上上惣而御家風何にてもかたく爲相守可申候、若又此者長病相煩候歟、又は御意相叶不申候而、御暇被下候ばゞ給金不殘差出しあり御暇可申請候事
一、宗旨之儀は代々淨土宗にて駒込淨泉寺且那紛無御座候、若横合より御法度之宗門等申者御座候ば我等何事までも罷出、急度申譯可仕候、即寺請狀我等方へ取置申候間御入用の節早速差出し可申候、此外如何様の六ツヶ敷儀出來仕候とも我等引請拝明、貴殿へ少しも御苦勞相掛申間敷候、若又此者御意相叶ひ來何ヶ年御召仕被下候共此證文を以我等請人に相違無御座候尙我等住所替等仕候はゞ早速御届出可申候、爲後日請狀一札仍如件

元治元年十月

湯島三組町 新助店
萬屋新平 殿
同町 藤次郎店
請人 重五郎
人主 重五郎
助

右の如き請狀の文言形式に關し我々は次の諸點に注意せねばならぬ。
(2) 請狀は單なる身元保證契約證書ではなかつた。そこには、奉公契約の内容を成す事項、即ち、例へば奉公契約の存續期間(年季)、給

金・主人より奉公人に給與すべき衣類(仕着施)等に關する約定が記されてゐた。是に依つて觀れば請狀は同時に奉公契約證書であつたと云へる。然りとすれば、奉公契約の一方の當事者たるべき奉公人本人も此の

證書に常に連署すべき筈であると考へられるのであるが、當時の慣行としては奉公入本人の署名捺印は必ずしも之を要せざりしものゝ如くである。^(一)この事は人請契約の起原的本質を理解するために重要な手がかりを成す點ではなからうかと考へる。

(二) 請狀には、奉公人の出所素性の確實なること・切支丹宗門に非ずして何宗何寺の旦那に相違なきこと・「他より構申者一切」なきこと・などを確保し、其他『惣而此者に付如何様之六ヶ敷出入等致出來候共我等引請持明貴殿に少も御苦勞相懸ケ申間敷』ことを請合ふ文言が例外なく記載せられた。我々は是に依つて、當時の人請契約は字義通り奉公人の「身許」(身元)を「保證」する契約なりしことを知り得る。^(四)上述の如く、人請制度は人民に對する警察的取締の手段として極めて有效地に利用せられたのであるが、それ故にこそ、かかる字義通りの「身元保證」が實際に要求されたのであつた。この事は、今日の身元保證が「身元保證」の名を以て呼ばれつゝ、「身元保證」の實を失つて單純なる損害填補手段に化し去りつゝあること(此際特に「身元保證金」なる語が何)と對照して留意すべき點であらう。

(三) 請狀には前述のやうに『貴殿江少しも御苦勞相掛申間敷』旨の廣汎なる擔保文言が記載されて居り、而して、此の文言形式は今日の身元保證契約證書に於ても殆んどその儘踏襲されて居る。右の如き文言はその字義に従へば廣汎無限の擔保責任を表示するものである。然し、茲に注目すべきことは、雇主の利益が極端に厚く保護されてゐた當時の法制の下に於ても、請人・人主の責任が必ずしも右文言の字義通りに廣汎無限ではなかつた點である。請狀には、右の如き廣汎な擔保責任を約す

る文言以外に、請人・人主等の負擔すべき擔保責任が個別的に列舉されてゐた。例へば、奉公人が取逃・缺落等を爲した場合に『其品々相辦ひ』『當人を尋出すべきことを約する文言の如き、又奉公人が『長病』に罹り、若くは雇主の意に反した爲めに、『御暇被下候』場合に給金全額を返還すべきことを約する文言の如き、是である。若し、請人・人主等の擔保責任が廣汎無限であつて苟も雇主が奉公人に關して蒙ることあるべき一切の迷惑に付き責に任ずるものとすれば、かかる列舉的擔保文言は寧ろ不必要な譯である。かやうに考へて來ると、當時の請人・人主等は今日の身元保證人に比すれば比較的過重な責任を負擔してゐたとは云へ、その責任は決して廣汎無限なるものにあらずして一定の限度が存したことを推察し得るであらう。然らば、請人・人主等の負擔せる責任の内容・限度は如何。次にこれを述べることとする。

【一一】 高柳・石井編『御船書寫集成』一〇九二頁所載、寛文元丑年六月の御船書に『男女召仕之者抱置候砌、或丑二月二日より寅三月二日迄日切之請狀爲致抱候處ニ、翌年も又抱候約束ニて日限之外差置請狀未取直内ニ、取逃致欠落候輩、主人より右之請人ニ掛り候儀、理不盡ニ候間、左様之出入訴はゝ、必主人失墜ニ可被仰付之旨、御奉行ニテ御定被成候、在々ニ至迄其旨相まもり、急度請狀取直、召抱可申候、年季ニ置候のもも同前に候、但質ニ差置、返金不濟故日切之外抱候者致欠落候ハ、可爲各別候』とある參照。

【一二】 瀧川(政次郎)編『法制史料古文書類纂』五五九頁所收。

【一三】 本文所引の文例にも『請人、重助、人主 重五郎』の連署あるに止まり奉公入本人は連署してゐない。之と同じ例は從來報告された請狀に數多見出される。中田博士も『徳川時代の奉公契約は、身賣的身代金奉公たると純然たる給金奉公契約たると間はず、通例奉公入請狀の形式を以て締結されたのであ

るが、此請狀の内容は奉公人自身と雇主との直接取極ではなく、奉公人の身元引受人たる第三者が雇主に對して、奉公人の爲めに奉公の條件や奉公人の身元並びに行爲に關する責任を取極めたものである。『奉公人自身も此請狀に署名することは屢々あるが要件ではない』と述べて居られる（『徳川時代に於ける人賣及人質契約』補考・國家學會雑誌四九卷一三二八頁以下）。

【四】奉公人の身許の確實なることを熟知するに非れば猥りに人請に立つべからざることは幕令の屢々命じた所である。身許を充分調査せしめて人請に立つた者は縱令善意なりし場合に於ても一定の刑事責任を課せられたものらしく、『此者儀、請判いたし、武家方中間奉公爲致候金八儀ハ、中追放御構之者ニ有之處、其儀は不レ存候共、下請人取置候とは乍レ申、得と身元も不ニ相糺』請人ニ相立、武家方中間奉公爲致候段不尋ニ付、過料三貫文とせる例判がある（古事類苑政治部三・六五五頁所載）。尤も世上の實際に於ては幕府の叙上の命令は徹底しては行はれず、奉公人の身許を充分熟知せずして人請に立つ者も少からずあつたらしく思はれる。徂徠『政談』（日本經濟大典第九卷一二頁）に、『請人ト云者ハ、其主人ノ兼テ知タル者ニテモ無何ヲタシカナルト思フコトモ無、只一枚ノ手形ニテ公法ヲ以テ召置コト也、手形ニ何町誰店トアル計證據ナレバ、其店ヲ缺落スルニ可レ爲様ナシ、此段元來制度不宜故也、元來請人ト云コトハ、其初田舎ヨリ起タルコト也、田舎ニテ請ニ立人ハ百姓ニテ、何村誰支配ノ者ト云コトタシカナルコト也、百姓ハ田地屋敷ヲ持テ居ニヘ、田地ヲ棄テ逃走スル者ニ非ズ、親類モ其所ニ充满シ、先祖ヨリ代々其所ニ居住スルユヘタシカナルコト也、夫ユハ田舎ニテハ、御當地ノヤフナルコトハ曾テナキ也、其法ヲ持來リ御城下ニテ執行フ故、行届ベキ様ハ無也、御城下ノ町人ハ町々ニ人別帳アレドモ、店ヲ逐立又自分ヨリ店替スルコトハ自由也、元來他國ヨリノ聚者ニテ、親類モ御當地ニナク根本來歴ヲ知タル者モナキ也、拔奉公人ハ皆田舎ヨリ新ニ出タル者ニテ、請人トハ元來ノ知人ニテモナキニ、僅ノ判錢ノ遣取ニ

テ請ニ立コト也』とあるが如き、また幕府が屢々『町中人宿共之内、不埒成もの有之、當前之判質取候事を專にいたし、奉公人出所並欠落者之吟味も無之事ニ候』と云ふ趣旨の觸書を出して居るが如き（高柳・石井編『御觸書寛保集成』一一〇頁以下所載の享保九年三月・享保十一年三月・享保十三年三月・享保十四年三月の各觸書・高柳・石井編『御觸書寛保集成』四八二頁所載の寛保四年二月の觸書等參照）その證左である。而して、是に依つて觀れば、當時の人請も、其の實情に於ては、幕府の理想せし如くには『身元』の『保證』たるの實を備へず、請狀に殆んど例外なく記載されてゐるところの『此何々と申者、生國より能存體成者に御座候に付、云々』と云ふ文言も常套的な例文に過ぎなかつたのではないかと疑はれる。

第三 人請責任の内容・限度

奉公人の身元保證人には請人・人主・下請人の區別が存した。是等三種の保證人の負擔せる責任はその内容に於てもその法律的性質に於ても夫々相異なる所があつた。

請人は下請人と區別するために「上請人」又は「本請」とも呼ばれた。^(一五)

（一）奉公人が、「缺落」（逃亡）、「取逃」（主人の金品の横領拐帶）、
「引負」（主人の金錢の無斷費消）等の行爲を爲した場合

（1）右の如き不正背任の所爲が爲された場合に請人の負擔せる義務は、（イ）前後給金を辨償し、（ロ）一定の期間内に其逃亡奉公人を尋出して之を主人に引渡し、且つ、（ハ）取逃・引負に因る損害を賠償することである。

（a）右の内、（イ）及び（ロ）の義務は幕府の法令に定められた法律上

の義務である。御定書百箇條は、前後給金辨償義務に關しては、請人に對し先づ十日限の濟方を申付け、その日限内に半金を償還した場合には更に十日の日延を爲し、尙延滯するときは財産強制執行たる「身體限」に處すべきことをとし、また、奉公人尋出義務に關しては、三十日限尋出すべきことを命じ、三切日延の上尙尋出せざるときは「過料」に處することと定めてゐる。

(b) 當時の請狀には、奉公人が缺落せる場合に「給金にても人代にても」主人の欲する處に従つて差出すべきことを約して居る例がある。

これは特に「質物奉公」又は「身賣奉公」の請狀に於て屢々その例を見るとところであるが、通常の給金奉公の請狀にも亦同様の文言が見出される。此の逃亡奉公人の代人を差出すべき義務は、當事者の特約に因つて始めて生ずるのであるか、それとも、法律上當然に生ずる義務であるか多少疑問であるが、寛永七寅年八月の御觸書^(二九)が『若奉公人取逃致缺落候て、主人より斷在之候ハ、請人並組合之者其方より給金ニても、人代ニても、主人相對之上、差出』すべきことを命じて居るに従すれば、請狀に特に此種の文言の記載がなくとも主人は前渡給金が代人か孰れか一を請求することを得るものとせられてゐたのではなからうか。

(c) 取逃・引負の場合には、請人は其の損害を賠償すべき義務を負ふた。即ち、取逃の場合には、其の取逃の物品又は其代價を返還し、また、引負の場合には其引負金を償還することを要したのである。御定書百箇條には、取逃又は引負せる奉公人を請人に引渡し、請人より其取逃又は引負の金品を賠償すべき旨を記せる證文を取置きたる上、其奉公人が缺落せる場合にのみ、請人に對し右の賠償を命ずべく、かゝる證文を

取置かざりし場合には「缺落尋」のみを命ずべきことと定め、且之を以て前々よりの例と特記して居る。然し、その後(寛政五年以後)の判例法は右の賠償義務を法定義務と化し、特約を俟たずして生ずることせらるものの如くである。

(2) 奉公人の「缺落」「取逃」「引負」等の場合に、請人に課せられた責任は大様右の通りであるが、この責任は場合に依り或は加重せられ或は減免せられた。

(a) 奉公人の缺落・取逃・引負等に關し請人が通謀加擔せる場合は、諸人は重き刑事責任を課せられた。即ち、御定書百箇條に依れば、(イ)『取逃之儀乍レ存、奉公人計隠置候請人人主』は、江戸十里四方追放、

(ロ)『取逃之雜物は預置致配分』、又は禮金等取、當人を隠置候人人主』は、『死罪』、

(ハ)『奉公人と馴合、缺落いたさせ候請人』は、『重敵』、但しこ二度以上之を重ねた請人は、『死罪』、

(ニ)『自分之名を替、奉公人之請に立候もの』は、『江戸十里四方追放』であるが、若し此請人が『奉公人と馴合、判質之外、給金之内をも配分取爲レ致ニ欠落候』場合には『死罪』、である。

(b) 請人の民事又は刑事責任が減免せられるのは次の場合である。人^(三〇)に課せらるゝ義務であるが、主人より断りなき間に請人も欠落せる場合には、縦令、其の『以後、主人より断有之候共、取上申間敷候事』とされた。即ち、かかる場合には請人の義務は、最早訴權に依つて強制さ

れざる自然義務として存續するに止まつたのである。^(三〇)

(ロ) 請人の給金辨償及び取逃品返還の義務は、奉公人が取逃のために處刑された以上は、最早消滅するものとされた。^(三一)是れ、民事責任と刑事責任の區別を明瞭に意識せざりし當時の法律思想の現れであつて、例へば、金錢貸借の借主が『御仕置』を受けた場合に其の『證人』が辨濟の責任を免れるものとされたのと揆を一にするものである。

(ハ) 享保四亥年八月の御觸書は『欠落者尋出候ハ、取逃者賣拂候、とも買主より爲戻可申、金子手遣ひ捨候事分明ニ候ハ、^{スダ}捨リに可致候尤請人過科差免、給金計濟方可申付事』と定めてゐる。是に依つて見れば、取逃又は引負の上逃亡せる奉公人を請人が尋出した場合には、請人は給金辨償の義務のみを負ひ、取逃又は引負に因る損害の賠償義務は免れ得たのではなからうかと考へられる。尤も當時の請狀には例へば『若奉公相勤候内取逃欠落等仕候はド、何方迄も罷出早速尋出し取逃の品々不、及申奉公人之儀は人代成共右給銀成共貴殿御勝手次第急度相立可申候』と云ふ如く、逃亡奉公人を尋出したる上、前渡給金を辨償するのみならず更に取逃に因る損害の賠償をも爲すべきことを特約せる文言の記されて居る例が少くない。かゝる特約ある場合にも尙『給金計濟方可申付事』とされてゐたのであるか否かは疑はしい。然し、古事類苑政治部三・六五六頁所載『大阪堺問答・坤』には、『欠落人尋出候時は、請状ニ、取逃欠落致し候はド、取逃之品相辨、欠落人尋出可レ渡と有レ之候共欠落人尋出來候上は、取逃物爲レ辨ニ不レ及、過科も差免、給銀濟方計請人江可ニ申付候、……但取逃致引負候ものを尋出候歟、受人江尋申

付候上尋出之節、取逃引負之品、請人ハ相辨候様ニ、主人願出候共、本人尋出候は、給銀以外は御役所よりは不申付候、且又取逃之品内證にて請人ハ辨置候後、本人立歸候歟、又は尋出候付、本人可相渡候間、請人相辨候品差戻候様、請人ハ主人江對願出候候はド、右辨候品爲差戻本人は吟味之上、御仕置可相伺候』とあり、而して『此儀（中略）當申付候儀は無レ之、主人ハ請人相手取、給銀出入相願候節は、一定例之通濟方申付候』とあるに徴すれば、上述の如き特約文言ある場合に於ても、請人が奉公人を尋出せる以上、最早取逃・引負に因る損害を賠償することを要せざりしのみならず、既に賠償を了せる場合にも其の返還を訴求し得た（從つて尋出義務を履行した場合には右の賠償義務は遡及的に全然消滅し自然債務としても残存しなかつた）ものらしく推測される。

(ニ) 今日の身元保證に於ては『裁判所ハ身元保證人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ關スル使用者ノ過失ノ有無』を斟酌することを要する（身元保證法第五條）。然るに極めて興味深く思はれることは、この近代的且進歩的な法理が既に業に徳川時代の法令の中に歷然として現れてゐることである。寶永七年寅十月の御觸書に『……惣て近年手代奉公人事之外不埒ニ成、大分之引負取逃いたし候、畢竟主人油斷故之儀ニ候間、向後ハ手代共勘定月切に可承候、雖然商賣ニより月初ニ難成譯候ハ、或は二季或は三季ニ手代勘定承之、引負大分ニ不成内、請人乞相断候共、公儀乞願出候とも、可致了簡候、觸之趣相背、手代まかせにいたし置、勘定等も不承候て引負等の出入申出候ハ、吟味之上主人可爲不念候間、無油斷手代とも勘定可承候』とあるも

の即ち是である。被用者の監督に關し使用者に過失ありたる場合に之を斟酌して身元保證人の賠償責任の有無及び其範圍を定むべきことは、現代法に於ても最近に至つて漸く認められた法理であるのに、之とほど同じ法律思想が、主人の權利を極端に厚く保護せる徳川時代の法令に見えて居ることは、寧ろ驚嘆に値するときと云ひ得やう。

【一五】 金田・前掲・一四四四頁參照。

【一六】 德川時代の奉公契約に於ける給金支拂の仕方は、「質物奉公」や「身賣奉公」の場合は勿論のこと、通常の給金奉公の場合にも、通常その全部又は一部の前渡であつた。即ち、奉公人が主人の家に「取越」(引越)して勞務に服するに先立ち、種々の名目(取替、身代金、捨銀、捨金、前銀、本金、手附、給金内金、手當金、賃金など)に於て、給金の全額又は一部が交附されたのである(金田・前掲・一二三頁以下、及び一三二三頁以下參照)。従つて、外形的には、人身賣買の一種たる身賣奉公又は質物奉公と通常の給金奉公とが頗る近似し、人身賣買の代金を意味する「身代金」なる語も「給金」の語と互に混用されたのであつた(中田・「徳川時代に於ける人賣及人質契約」加藤先生還暦祝賀論文集五七頁参考)。尙、古事類苑政治部三、六四一頁所載文政六年十二月身代金帶出入取扱方相談書に、『……是迄給金身代金兩様之帶訴出候節は、取上吟味いたし候儀之處、身代金而已帶候趣之出訴差當不相見、畢竟身代金之名目を以相渡候段、紛敷候得共、右は村方仕來ニ相聞、素身代金之儀、給金と金高も、凡同様に候上は、則事實ニおゆて、請狀取極候節、給金不_レ殘相渡候趣意ニ付、給金と差別いたし候、而は相當いたす間敷候……』とある。

【一七】 請人の辨償すべきものは、當初主人より交付せる前渡給金額である(高柳・石井編『御觸書寛保集成』一〇九九頁所載、寶永七年八月の御觸書に)。

【一八】 金田・前掲・一四五七頁以下及び同處所引法令參照。尙、高柳(眞三)・「徳川時代の身元保證」法律時報三卷五號一二頁以下、中田・前掲・國家學會雜誌三九卷五七五頁以下、等參照。

【一九】 日本經濟大典第一卷八一七頁以下所載。

【二〇】 尤も、かゝる法規が、實際に於て、奉公人の缺落などを禁遏するために、或は又、雇主の損害を救済するために、どれだけ役立つたかは疑問である。徂徠『政談』には、「當時出代リ奉公人缺落取逃多ク、人々致難儀候也(中略)當時ハ請人ノ身代切ト云ニ成タル故、請人奉公人ト申合セ同時ニ缺落シ、請人ノ家内ノ物ハ兼テ外へ逃シ出シ、跡ニハ鍋一ツニ名號一幅残シ置タルト申ヤフナルコト也、夫ヲ請人ノ身代切ト云ニ捌テ述ヲ關所スル時、其兎人ノ薰札ヲ入テ殊ノ外下直ニ賣取故、其身代切ト云ハ、僅ニ島目百カ二百ノコトト成ラバ有主人ヘ渡シテ、給金モ取逃モ皆損ト成也、叔請人何方ニテモ店持居タルヲ見バ申出ベシ、其節取立テ取ラスベシ拵ト奉行ヨリ其主人ヘ申渡ス、總ジテ人召仕フ者其請人ヲ見知申スベキヤフ無ヲ知ツ、如レ是ニ奉行タル人ノ取捌コトハ有マジキコトナレドモ、只拵ニ困テノコトト見ヘタリ」(日本經濟大典第九卷一

……自給金取逃之代共に、主人より申渡候員數缺落もの尋出、會議之上過上、在之候ハ、主人方も可爲不念候間、云々とある參照)。然し、徳川初世の法令では『缺落者之請人は右申定候切米之一倍』即ち約定給金の倍額を償還すべきものとされた(金田・前掲・一四五七頁參照)。但し、當事者の特約を以て、奉公人缺落等の場合に前渡給金以上の金額を辨償せしむることは、恐らく妨げなかつたのであらう(例へば、金澤(春友)・「白川地方の奉公人制度」社會經濟史學三卷一〇號七六頁所載、寛政八年辰十二月附の質物奉公請狀に『……萬一取逃缺落仕候ハ、其品々ハ不及申、本金一倍ニ、而急度相濟可レ申候』とある參照)

一頁所收)、また、「缺落逐電ノ數近年ハ不相知事ニ成リ行、大形ハ永尋ニ成

奉行替レバ果ハ沙汰ナシニ成、其節ニ至テハ復御當地ノ出デ、人並ニ店ヲ持、

或ハ奉公ヲシテ居類其數ヲシラズ夥キコトナリ、公儀ノ御尋物サヘ如レ此、増テ
其外ノ缺落逐電ハ、ヤハリ其砌ヨリ御當地ノ内ニ罷在、只其町其屋敷ニテ缺落

逐電ト云計リ也」(前掲本一六頁)而して又、「請人ニモ兎人有テ御城下ニ住

聊ルコト年久シキ故、奉行ノサバキヲ専ニ召達居テ主人ノ申付ヲモ請着ズ、返

リ公事ナド云コト多キ故、未熟ナル者ハ夫ニ困リテ只穩便ナルガ善トテ、持モ
ナク取サバク類近年多キ也」とある。又、幕府の御觸書の中にも「奉公人取

逃缺落不絶」と云ふことが屢々記されてゐる(註一四所引の各觸書参照)。

〔二一〕但し、徳川前半期に於ては、請人が此の給金辨償及び奉公人尋出の義務

を履行せざるときは、場合に依り、手錠、牢舍、追放、流罪又は死罪などの刑
罰に處せられたやうである(金田・前掲・一四五九頁参照)。

〔二二〕例へば、中田・「徳川時代に於ける人賣及人質契約」補考・國家學會雜誌

四九卷一三二六頁所載の請狀には「……此者取逃缺落仕候ハミ取候品々辨ヘ、
其者三日之内尋出シ返シ置可申候、若見ヘ不申候ハミ、人代成共身代金成共、
御、望次第、急度拝明可申候」とある。此種の文言は、右の論文並に同氏・「徳

川時代に於ける人賣及人質契約」加藤先生還暦祝賀論文集三頁以下、金澤・前
掲・社會經濟史學三卷一〇號七〇頁以下、小野・前掲・社會科學二卷七號(日
本經濟史研究)二二一頁以下等に引用された請狀に數多く見出される。

〔二三〕例へば、中田・前掲・國家學會雜誌四九卷一三二七頁註(一〇)所引「季奉
公證文」には「若長煩缺落等仕候ハミ、人代差出シ御事爲缺申間鋪候」とあり

又、小野・前掲・二四七頁所引の奉公人請狀には「若奉公相勸候内取逃缺落仕
候はミ、何方迄も罷出早速尋出し取逃の品々不及申奉公人の儀は人代成共右給
銀成共貴殿御勝手次第急度相立可申候」とある。

〔二四〕高柳・石井編『御觸書寛保集成』一〇九九頁所載。

〔二五〕日本經濟大典第一卷八一七頁以下所載。

〔二六〕金田・前掲・一四六一頁、高柳・前掲・法律時報三卷五號一二三頁、參照

〔二七〕日本經濟大典第一卷八一七頁以下所載。

〔二八〕高柳・石井編『御觸書寛保集成』一一〇七頁所載、享保四亥年八月の御
觸書にも「一總て取逃引負之儀、若請人兼々存候様子ニ候ハミ、急度遂詔議
其上之落着次第、請人御仕置可申付候事」とある。

〔二九〕前註所引御觸書

〔三〇〕金田・前掲・一四六二頁參照。

〔三一〕前註所引簡處參照。

〔三二〕司法資料第一九二號徳川時代民事慣例集四〇頁「御仕置に成候もの借金
之事」、及び同書一二頁「御仕置もの借金ニ付留役評議之事」の條參照。

〔三三〕註二八所引

〔三四〕小野・前掲・二四七頁所載請狀參照。

〔三五〕高柳・石井編『御觸書寛保集成』一一〇一頁所載。

(未完稿)

關西大學千里山法律學會『會誌』創刊號

【要目】地方自治行政論序説(中谷敬壽)、命名について(木村健助)、新法(倉庫業
法)に就て(野村次夫)、Contract の起源(本莊鐵次郎)、代位辨済と債権者の
利害(西村信雄)、改正衆議院議員選舉法要旨(吉田一枝)、ソヴィエートに於け
る國際公序法の概略(柳瀬兼助)、純粹法學以前の國際法觀(越智弘)、株主の議
決權を論ず(左海伊和)、民法に於ける私力救濟に就て(池田親太郎)、宗教と法
律(飯森德秀)、公益質屋に關する二三の疑問(植田弘)、我が國市町村自治の特
質に就て(西尾衛一)、契約自由の原則を論ず(阿河義明)、時效制度の基礎に關
する一考察(上田廣誠)——預價四十錢、大阪大同書院

浪華儒林傳（七）

春田横塘

講師石濱純太郎

篠崎三島と親交があつた中山城山は又春田横塘とも親しかつた。この横塘が城山門下の藤澤東駿先生を浪華に來住せしめたのであつた。

春田横塘名は有則、字は有物。通稱は仁左衛門、又尙平とも云つた。横塘は其號であるが、一に海老とも稱した。泉州岸和田の人。

本姓は土生だが、故あつて角野姓を冒し、又春田氏となつた。江戸へ出て昌平校に入り古賀精里に學んだが、長くも居ないで浪華に歸り、土佐姫二丁目、伏見町などで塾を開いて學業を授けて、評判が高かつた。それで諸多名から度々の招聘もあつたが、元來仕官を好まないから皆之を辭して應じなかつた。晩年に故郷の岸和田藩から招かれたので、此れだけは義理合の上から辭するを得なかつた。然し大阪住居は舊通りで二三ヶ月に二三日だけ

藩の學校へ出講すると云ふ格外の優待であつた。文政九年九月十五日に中風病に罹り、右半身は不隨となり、吉益醫師の骨折りで多少快くはなつたが、終に十一年八月九日に歿した。享年六十一。墓は夕陽丘町の淨春寺にある。

横塘は身の長け八尺と云はれ、聲は鐘の如く、酒も善く飲むが亂れる事はなかつた。筆を操れば萬言立ち所に成り、書を讀めば數行並び下ると云ふ風であつた。嘗て云ふには、歳時には閏月と云ふ贅物があるから、人間にも贅葉があつてよいとて、閏月になると十三經を手寫し、三閏月で之を竟えた。其後も閏月になると何か贅葉を試みてゐたと云ふ。

配偶は初めは森氏、一女を生んだが、共に早く歿した。墓碑側面の二信女は蓋し此れだらう。後に辻氏を娶つたが、子は無い。そこで岩崎氏の子、名は厚生を養子とした。

横塘は昌平校に遊んだのだから朱子學であつたらうが「學無常師、宏覽博涉、莫不窮究矣」と云はれてゐるから、固く朱子を守つた

のでもなからう。中山城山と親しく、城山門の詩集「南海遺珠」に跋語を寄せてゐ、殊に藤澤東駿先生の浪華移住を賛助勧誘をしたの

を見ても、護園派に好意を寄せてゐたのでは

ないか。東駿先生の同門の親友但馬通隱は横塘熱へ遊んでゐるし、先生も上阪して帷を下すに就いては、一に横塘を頼りとしてゐられた。享年六十一。墓は夕陽丘町の淨春寺にありた様であるのだ。泊園の草創には横塘は因縁が深い。

横塘の著述は遺稿四十卷、詩一萬首、文三

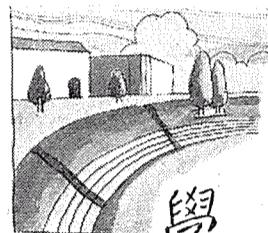
千篇と云ふから豊富なものであるが、終に板には上るに至らなかつたらしい。他に小著若干は出刊されてゐたんだが、横塘は常に此れで稱せらるゝを憚つてゐたと云ふ。余は然しが

何一つ見てゐない。

厚生字は和仲、初め樟島、後に壺處、又は古處と號した。通稱は第四郎。横塘の嗣子となり、早くから塾政を攝して、能く諸生を服せしめてゐた。詩に最も長してゐたらしい。遺詩は「金城集」前篇、「浪華四時雜詞」などに見えてゐる。明治十二年八月十七日に歿した。時に年七十四。墓は先塋の側にある。墓側面の智世刀自は配室か。

以上は東駿先生の横塘先生墓誌銘を主とし、『東駿先生文集』卷六及び卷十、『東江誌』、『大阪訪碑錄』、西島梅所の『儒林源流』（昭和九年東京刊）等を參照して書いた。

學內報



第三學期授業終了式

卒業、進級試験日割 部 別 授業終了

試験期間

大學各學部第三學年	一月廿五日	自二月十五日至二月廿九日
同 第一、二學年	二月八日	自三月二十一日至三月十八日
大學豫科第一豫科三年	二月十四日	至二月廿七日
同 第二豫科一年	二月廿九日	自三月十四日至三月十三日
專門部第一部第三學年	一月卅一日	至二月廿八日
同 第一、二學年	二月十五日	自二月廿五日至三月十三日
專門部第二部第三學年	一月卅一日	自二月廿一日至二月廿一日
同 第一、二學年 二月一日	至三月十三日	至三月十三日
専門部新聞部及辯論部の指導教授委嘱		
助教授 西村勝太郎		
關西大學天六學友會新聞部		

同 辯論部 教授 古川 武

關西大學學友會新聞部 移轉

同 辯論部 助教授 森川太郎

▽植田重正氏（講師） 神戶市灘區曾和町三丁目三九に
二に轉居

▽安井章吾氏（學報課） 兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹二〇
▽遠藤忠次氏（元講師） 昭和十二年一月十七日逝去
▽中西用德氏（元講師） 昭和十年十二月九日逝去
▽大中啓之助氏（元講師） 昭和十年十二月三十日逝去

がくほう抄

▽教職員新年宴會 教職員新年宴會は一月十九日（日）午後六時より大阪俱樂部に於て開催出席者八十一名

と/or に於て開催 出席者三十四名
▽經濟研究會 第二回例會を一月二十八日午後三時より天六學舍に於て開催、賀屋教授「輸出生絲販賣統制に就いて」の報告あり。

▽正井教授「銀行研究」一月號に「銀行勘定に於ける景氣微候と其の貨幣政策上の意義」執筆

▽中谷教授「公法雜誌」一月號に「關稅法に依る沒收及追徵の性質」（大審院判例批判）及「關稅法に依り沒收すべき貨物の價額の意義」（大審院判例批判）、法

昭和七年八月三十日文部省令第十五號を以て師範學校中學校高等女學校教員檢定に關する規程改正の結果法制及經濟科は廢止せられ公民科新設せられた。而して從來指定の法制及經濟に就きては昭和十一年三月末迄出願資格を認められたるも其の以後は自然消滅することに定められたり。昭和七年八月三十日文部省令第十六號を以て法制及經濟の教員免許狀は公民科の教員免許狀と同一の効力を有することに定めらる（昭和七年八月三十日官報參照）

○右文部省令に據り昭和十年度迄の學部卒業生は昭和十一年三月末迄出願せざるときは其以後は出願資格を失ふことになるを以て志願者は同期日迄に必ず其の手續を爲すやう注意ありたし（學部教務課）

▽池尾芳藏氏（協議員） 大阪市東區道修町四丁目二二（電北濱三三五〇）に轉居
▽南堯爾氏（協議員） 今般東京火災保險會社長就任
▽山川信夫氏（講師） 住吉區北田邊町北田邊莊（電平）



尙現在當地在住者中判明の分は左の如し。

伊エ問題と我化學藥品界

坂下徳道（榮智路三一八）立野忠吉（北安路市營住宅九
六號）柿道信一（金雞路官舍六二號）大橋威三（尊貴公
署）遠藤政一（中央通り三三）櫻木一雄（八島通り三三）
鈴木忠雄（滿洲商工日報社内）光井章雄（滿洲炭坑株式
會社）森田彦一（滿洲炭坑會社）大北良之輔（滿洲國協
和會中央事務局）山下明（立信街官舍三五長島方）鈴
木良（北安路四〇一岸田方）藤田藤一（滿洲派遣藤井部
隊九中隊）以上卒業順

七月 山と音樂の夕
八月 渦中の英伊と獨逸の動向
九月 スボーッを語る會
十月 新興宗教の精神科學的考察
十一月 株式會社の起源
十二月 關大古川教授時事問題解說
十一月 「都市と農村問題他」

結成された

ライツ・ユーフロインドと其例會

本會は國際情勢特に日常内外斯學斯業界進歩發展の

大勢に對する、正確なる知識と適確なる認識の緊要性
をおもほい、同志三、四と計りて昭和九年十一月結成
を見、翌十年一月より月例會合を重ねることとしたり。

本會は廿數氏の會員を現有し、第二周年を迎えたも
のであるが、尙無名で則ち不文律である。會員の卒業
年度（在學生も可）並に學科の別はもとより、趣味も
無趣味も問はざるところ、熱と力とに富み、體力と精

力とを併せ有つグッドアビアランスな人材を熟望する

左に第一年度昭和十年中に開催の例會及主題を掲ぐ

一月 共犯と謀犯

對米英爲替問題解說

二月 「ガソッレヘリッヒ」の裏に仲びんとする

獨逸民族性

佛國金本位貨問題と其影響

スキーム映畫と講演

伊國殖民地問題と世界の國境
第三次獨逸帝國の國際的地位

最近世界工業を語る

來るべき軍縮會議と國民の覺悟

新事務所は京朝日通三三、櫻木一雄方である。

顧問 片山正直教授

本學に於ける純宗教運動としてのトップを切つた千
里山基督教青年會は、今や創會十週年を迎へて基礎漸
く強固となり、全國大學專門校C.A.に亘して活躍創
立五十週年を迎へたる本學の名聲と繩に文化界に關大
の認識を與へつゝあることは慶こばしい、加ふるに昨
春は卒業生を以て構成するO.B.俱樂部發會，在學生
と協力して益々其の貴き使命の下に邁進せんとしてい
る。因みに去る一月七日一同希望に溢れて新年親睦會
を催したが本年度役員左の如し。

大北良之輔、藤田藤一、遠藤政一、櫻木一雄
光井章雄、鈴木忠雄、鈴木良の諸氏

六月



學 生

第四次第一回例會

學 生

皇陵崇敬會（千里山）

第三次第二十二回例會

十二月廿日伏見桃山及竹田方面に例會を催す。午前九時京阪天満驛に集合、八時四十六分發車、十時近く久米寺驛に下車し淡雪殘る道を五丁東の第八代孝元天皇劍池島陵に領づく陵の撮影をなし、欽明天皇陵に向ふ。山々のひだは淡雪に化粧され空はどんよりの墨り、道行く者に大和路の風は冷い。約五丁道を左に折れ額づき、次で裏道より第五十代桓武天皇柏原陵に參拜す、前陵と同様に一昨年の風害の爲に相當の倒折樹木があつて、日陰の方には、昨日の雪が未だ残つてゐる。伏見の町にて晝食を攝る、相當に荒れた汚い町である。と思ひながら竹田方面に向ふ、近衛、白河、鳥羽陵とも守衛さんがあらなかつたので大分待つた。近衛天皇陵は我國山陵中でも珍らしい多寶塔だ。鳥羽天皇安樂壽院陵はこれ又數少い。法華堂の陵である。そこより三百メートルほどはなれた白河天皇成菩提院陵に詣

でて本日のプランは終つた、時に午後一時すぎ附近の城南宮驛より桃山に出で、京阪にて天満橋に向ひ、一同元氣に解散す。山宿者、端山、石田、奥の諸君。

十二月八日(日曜日)河内中部道明寺驛

第二次第七回例會(第三十二回)

參 陵 會（專門部一部）

でて本日のプランは終つた、時に午後一時すぎ附近の城南宮驛より桃山に出で、

京阪にて天満橋に向ひ、一同元氣に解散す。

山宿者、端山、石田、奥の諸君。

さんとの記念寫真をとる。それより西國第七番岡寺にと脚を伸す。途中橋寺にいこひ急坂を上りて古色蒼然たる山門をくぐる、此處にも未だ雪が見られて參詣の右に庚申塚を眺めて、久米寺驛に到着し解散す。時に午後二時半であつた。參加者、端山、飯田、奥の諸君。

午前八時半大鐵阿部野橋に集合、八時四十六分發車、十時近く久米寺驛に下車し淡雪殘る道を五丁東の第八代孝元天皇劍池島陵に領づく陵の撮影をなし、欽明天皇陵に向ふ。山々のひだは淡雪に化粧され空はどんよりの墨り、道行く者に大和路の風は冷い。約五丁道を左に折れ額づき、次で裏道より第五十代桓武天皇柏原陵に參拜す、前陵と同様に一昨年の風害の爲に相當の倒折樹木があつて、日陰の方には、昨日の雪が未だ残つてゐる。伏見の町にて晝食を攝る、相當に荒れた汚い町である。と思ひながら竹田方面に向ふ、近衛、白河、鳥羽陵とも守衛さんがあらなかつたので大分待つた。近衛天皇陵は我國山陵中でも珍らしい多寶塔だ。鳥羽天皇安樂壽院陵はこれ又數少い。法華堂の陵である。そこより三百メートルほどはなれた白河天皇成菩提院陵に詣

でて本日のプランは終つた、時に午後一時すぎ附近の城南宮驛より桃山に出で、京阪にて天満橋に向ひ、一同元氣に解散す。山宿者、端山、石田、奥の諸君。

十二月八日(日曜日)河内中部道明寺驛

第二次第七回例會(第三十二回)

參 陵 會（專門部一部）

皇陵崇敬會（千里山）

第三回第二十二回例會

一月十四日伏見桃山及竹田方面に停會を催す。午前九時京阪天満驛に集合出發す、中書島にて下車大光明寺陵に參拜す。それより乃木神社、伏見桃山陵同東陵に額づき、次で裏道より第五十代桓武天皇柏原陵に參拜す、前陵と同様に一昨年の風害の爲に相當の倒折樹木があつて、日陰の方には、昨日の雪が未だ残つてゐる。伏見の町にて晝食を攝る、相當に荒れた汚い町である。と思ひながら竹田方面に向ふ、近衛、白河、鳥羽陵とも守衛さんがあつたので大分待つた。近衛天皇陵は我國山陵中でも珍らしい多寶塔だ。鳥羽天皇安樂壽院陵はこれ又少い法華堂の陵である。そこより三百メートルほどはなれた白河天皇成菩提院陵に詣でて本日のプランは終つた、時に午後一

るとすぐ、黒い石疊みの参道を経て眼前に神々しく檜隈坂合陵が拜される。前方後圓のやゝ大きい陵だ、それより天武、持統天皇檜隈大内陵に參拜す、小型の圓墳である。次に文武天皇陵に道をとり、檜隈安古岡上陵を拜す。陵の撮影と守衛さんとの記念寫真をとる。それより西國第七番岡寺にと脚を伸す。途中橋寺にいこひ急坂を上りて古色蒼然たる山門をくぐる、此處にも未だ雪が見られて參詣の後、眺望臺に上りて日當りの良い箇所で晝食を攝る、山を下り、左に橋寺の森を右に庚申塚を眺めて、久米寺驛に到着し解散す。時に午後二時半であつた。參加者、端山、飯田、奥の諸君。

第四次第一回例會
皇紀二千五百九十六年初の例會を建國にゆかりの地大和畠傍に催す。一月十九日午前八時半大鐵阿部野橋に集合、八時四十六分發車、十時近く久米寺驛に下車し淡雪殘る道を五丁東の第八代孝元天皇劍池島陵に額づく陵の撮影をなし、欽明天皇陵に向ふ。山々のひだは淡雪に化粧されて空はどんよりの曇り、道行く者に大和路の風は冷い。約五丁道を左に折れるとすぐ、黒い石疊みの參道を經て眼前に神々しく檜隈坂合陵が拜される。前方後圓のやや大きい陵だ、それより天武、持統天皇檜隈大内陵に參拜す、小型の圓墳である。次に文武天皇陵に道をとり、檜隈安古岡上陵を拜す。陵の撮影と守衛さんとの記念寫真をとる。それより西國第七番岡寺にと脚を伸す。途中橋寺にいこひ急坂を上りて古色蒼然たる山門をくぐる、此處にも未だ雪が見られて參詣の後、眺望臺に上りて日當りの良い箇所で晝食を攝る、山を下り、左に橘寺の森を右に庚申塚を眺めて、久米寺驛に到着し解散す。時に午後二時半であつた。參加者、端山、飯田、與の諸君。

井寺方面に舉行す。午前八時三十分大鐵阿倍野橋驛に集合、高鶴驛に下車して直ちに歩を移し、第二十一代雄略天皇丹比高鶴驛を拜す、それより道を藤井寺球場方面に進みて第十四代仲哀天皇我惠長野西陵に參拜、次いで第十五代應神天皇恵我藻伏岡陵ならびに同陵附近の皇后仲姫命仲津山陵を拜して再び歩を進め、第十九代允恭天皇惠我長野北陵を參拜、のち尼寺道明寺を經て幹事上田君の邸で晝食を探る、一時間餘の休憩に勞を慰して此處を辭し、土師神社に詣で記念撮影後午後二時頃解散す。參加者、小林會長、河村(信)可野諸先生。二見先輩、中岡、飯尾、矢吹、山内、岡崎、笠原、越智、上田、岡本、石田、志津、後藤の諸君。

基督教青年會（千里山）

—全大阪學生クリスマス禮拜—

さんとの記念寫眞をとる。それより西國第七番岡寺にと脚を伸す。途中橋寺にいこひ急坂を上りて古色蒼然たる山門をくぐる、此處にも未だ雪が見られて參詣の後、眺望臺に上りて日當りの良い箇所で晝食を攝る、山を下り、左に橘寺の森を右に庚申塚を眺めて、久米寺驛に到着し解散す。時に午後二時半であつた。參加者、端山、飯田、奥の諸君。

第七番岡寺にと脚を伸す。途中橋寺にい
こひ急坂を上りて古色蒼然たる山門をく
ぐる、此處にも未だ雪が見られて參詣の
後、眺望臺に上りて日當りの良い箇所で
晝食を攝る、山を下り、左に橘寺の森を
右に庚申塚を眺めて、久米寺驛に到着し
解散す。時に午後二時半であつた。參加
者、端山、飯田、奥の諸君。

基督教青年會（千里山）
—全大阪學生クリスマス禮拜—

思想の衢に、信仰の路に旋風の吹きまくり、行く所を知らざる現代青年學徒に對してクリスマスは何を教ふるか。二年前に輝やいたベツレヘムの星は今も尚その輝を失はない。我等は靈の世界に於て、仰げば常にベツレヘムの星が現代青年を見るが故に只管イエスへの直進を祈らざるを得ない。

東亞研究會

日本Y.M.C.A. 同盟總主事齋藤惣一氏
を迎へ意義あるクリスマス禮拜を學生聯
盟、本學Y.M.C.A. 主催のもとに昭和
十年十二月六日夕、聖ボーラー教會に於て
開催、集ふ者約八十名阪大、商大、外語、齒
專、府立女專其他のC.A. 參加があつた
先にC.A. Union Camp 及西日本C.A.
聯盟總會に代表を活躍せしめ、亦本年度
は大阪に於て開催する西日本C.A. 聯盟當
番校に加へられ並に東京に於ける全日本
總會に派遣（全聯盟にては米國大學Y.M.
C.A. の招きにより學生代表を米國に派遣
の筈）させる等Y.M.C.A. Kansai Univ.
が學外的活躍の第一歩を踏出しつゝある
ことを御傳へしてオール關大學生諸兄の
御後援を御願ひしてやみません。

吾が専門部「東亞研究會」は千里山學部との聯絡の下に『關西東亞學生聯盟會』の加盟校として東亞の事情を研究し以て吾人の將來に期せんと併せて『支那語』研究の必須なるを詫味し毎週水曜日を期して大阪商大與平定世講師の御教導を受け以つて我研究會の有する使命遂行に精進

吾が専門部『東亞研究會』は千里山學部との聯絡の下に『關西東亞學生聯盟會』の加盟校として東亞の事情を研究し以て吾人の將來に期せんとし併せて『支那譜』研究の必須なるを歎美し毎週水曜日を期して大阪商大與平定世講師の御教導を受け以つて我研究會の有する使命遂行に精進せんとしてゐるものである。

願くば學友諸兄の熱ある御協力に依り我研究會の主旨に一刻も早く御贊同の上御奮闘あらん事切望する次第である。

參陵會（專記第一回）

第二次第七回例會(第三十三回)

井寺方面に舉行す。午前八時三十分大鐵阿倍野橋駆に集合、高鶴驛に下車して直ちに歩を移し、第二十一代雄略天皇丹比高鶴陵を拜す、それより道を藤井寺球場方面に進みて第十四代仲哀天皇我惠長野西陵に參拜、次いで第十五代應神天皇惠我藻伏岡陵ならびに同陵附近の皇后仲姫西陵に參拜、再び歩を進め、第十九代允恭天皇惠我長野北陵を參拜、のち尼寺道明寺を經て幹事上田君の邸で晝食を探る、一時間餘の休憩に勞を慰して此處を辭し、土師神社に詣で記念撮影後午後二時頃解散す。參加者、小林會長、河村（信）可野諸先生。二見先輩、中岡、飯尾、矢吹、山内、岡崎、笠原、越智、上田、岡本、石田、志津、後藤の諸君。

日本Y.M.C.A. 同盟總主事齋藤惣一氏を迎へ意義あるクリスマス禮拜を學生聯盟、本學Y.M.C.A. 主催のもとに昭和十年十二月六日夕、聖ボーラー教會に於て開催、集ぶ者約八十名阪大、商大、外語、齒專、府立女專其他のC.A. 參加があつた先にC.A. Union Camp 及西日本C.A. 聯盟總會に代表を活躍せしめ、亦本年度は大阪に於て開催する西日本C.A. 聯盟當番校に加へられ並に東京に於ける全日本總會に派遣（全聯盟にては米國大學Y.M.C.A. の招きにより學生代表を米國に派遣の筈）させる等Y.M.C.A. Kansai Univ. が學外的活躍の第一歩を踏出しつゝあることを御傳へしてオール關大學生諸兄の御後援を御願ひしてやみません。

尙我が東亞研究會贊助顧問としては

大山彦一、水谷揆一、中村良之助、野

村次夫、武田藏之助、河村信一並に久保

人、吉田松陰先生は常に『勉學尙友』を

田作平諸先生の特別なる御指導を仰いで

る。因に本會の對外行事を略記すれば

○昭和十年十一月三十日於大阪外語『聯

盟總會並びに大阪毎日新聞東亞調查會

澤村幸夫氏の『現代の支那事情』の講

演あり。

○昭和十年十二月廿五日於大毎『聯盟總

會並びに委員會あり。

○昭和十一年二月十九日於大阪外語講堂

『聯盟總會』並に『研究發表講演』あ

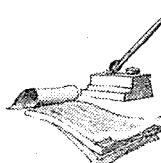
り。當日の講演者（五島守、鶴藤司、

植村覺一の三君）

○昭和十一年一月廿四日於心齋橋アサヒ

『聯盟當番校並びに新舊委員交替、事務繼承聯盟懇親會開催』す。

千里山經濟學科三年 クラス會



學會消白心

一月十六日午後五時半より、日本橋ア

ラジル會館に於て、本年度經濟科三年の最初にして、而も最後のクラス會を開催した。出席者二十三名にて八十%の出席

率河村宜介先生御臨席下され、岩崎先生より祝電を頂く。

食後自己紹介鄉土自慢座談等にて盛會をきはむ。緊急動議あり、『卒業後も皆で

會ふ機會を作つては如何』皆賛成。先程

河村先生の御挨拶中——先生の郷土の偉

人、吉田松陰先生は常に『勉學尙友』を

田作平諸先生の特別なる御指導を仰いで

る。因に本會の對外行事を略記すれば

○昭和十年十一月三十日於大阪外語『聯

盟總會並びに大阪毎日新聞東亞調查會

澤村幸夫氏の『現代の支那事情』の講

演あり。

○昭和十一年二月十九日於大阪外語講堂

『聯盟總會』並に『研究發表講演』あ

り。當日の講演者（五島守、鶴藤司、

植村覺一の三君）

○昭和十一年一月廿四日於心齋橋アサヒ

『聯盟當番校並びに新舊委員交替、事務繼承聯盟懇親會開催』す。

法學研究會（專門部二部）

◆昭和拾壹年度會員募集

本會第七回は明昭和拾貳年度高文制頒

を目指して來る四月上旬より之を行ふ豫

定に付御入會を望まる眞學熱誠且質力

ある高文志望者は法二、木井、家長迄可

成早く御申出相成度し。

高等試験合格者祝賀會

十一月四日こそは我が關西大學法學研

究會が本年度高文を首尾よく突破せられ

たる中藤幸太郎氏、森本正宣氏、高橋文

惠氏、藤倉利一氏、河内兼三氏、岡野一

隆氏の六氏に對し衷心より祝意を表し併

ラジル會館に於て、本年度經濟科三年の最初にして、而も最後のクラス會を開催した。出席者二十三名にて八十%の出席

率河村宜介先生御臨席下され、岩崎先生より祝電を頂く。

食後自己紹介郷土自慢座談等にて盛會をきはむ。緊急動議あり、『卒業後も皆で

ざるの外ないであらう。此の成果何ぞ他

なし、實に坂本先生始め御指導先生の獻

身、眞摯そのものゝ如き御鞭撻に歸一す

るものである。

である。

此の日午後五時鹽町大市に於て先づ開

會に先ち口述試驗受驗座談會を催し、諸

氏の御奮闘振り戰況の終始を具に披瀝し

戴きたるは寔に會員の裨益過ぐるものがあ

つた。

午後六時武田藏之助先生及本會顧問坂

本憲三先生始め御指導諸先生の御臨席を

忝くし出席者總數正に四十二名、先づ幹

事山本君開會の辭を述べ會員一同を代表

して前記六氏に對し萬歎の祝辭を捧げ、

日夜本會の爲めに獻身的指導に御盡瘁下

さる坂本先生始め諸先生の御芳情を鳴謝

し、答ふるに會員一同の燃ゆる眞情の吐

露を以てした。次いで武田先生の祝辭を

より、例年烏福にて開催されたる此の會が

今や同亭に於て擁する能はざるに至りし

盛會振りを心から喜ばれ、且つ會員一同

に對し御懇篤なる檄を賜り、森本君合格

者を代表して謝辭を述べ、併せて會員の

奮勵を鼓吹される所があつた。

それより坂本先生の第一聲の下に一同

萬歳を三唱し祝宴に移る。

一同忘我の彼岸を遊歩し感激の極致に

没すること數時間。

斯くて十時半盛會裡に散會した。



「ツーポス大關」

關西大學	大阪帝國大學	大阪商科大學	谷口 瞳生
立命館大學	同志社大學	八百米	21秒6
6. 關西學院大學	5. 小西 秀夫	1分58秒	
個人成績 檜崎芳造(關大) 二〇〇點	藤枝 昭英	1分59秒6	
千五百米	大木 敦夫	1分59秒6	

金匱要略

一月十八日、兵庫縣神鍋山スキー場

1.木下(關大) 2.川田(關大) 3.井關
 (關大) 4.渡邊(大商大) 5.渡橋(關
 大) 6.米村(日大專四)

◆籠球部

對法政大學戰

一月二日、於甲子園球場	關大慶	小椋眞佐巳
對早稻田大學戰	○ 0 1 1 0 0 0 0 0 3 0	15 秒 6
一月三日、於甲子園球場	7. 1. 長尾 城戸 薩彥 (O.B.)	10 槍 投
	走高跳	66 米 46 58 米 85

◆陸上競技部

月五日、於甲子園球場	大島 戸上	7. 3. 7米33	7. 3. 7米9	大島 鎌吉(O.B.)	7. 3. 7米47
法政大學戰	0 1 0 0 0 2 0 2 1 0 1 0 4 1 5				

大阪學生斷郊競走 一月十九日

自十三大橋北詰至服部天神前往復

一月二十七日、於大阪 YMCA	關大	72	——	19	大阪高校
一月二十八日、於大阪 YMCA	關大	72	——	17	大阪商大
一月三十日、於大阪 YMCA			30		大阪外語

9.	4.	2.	谷口	睦生	百米
川手	輝典				
小椋真佐巳					
10秒7	10秒6	10秒4			

9.	4.	2.
小椋眞佐巳	川手 輝典	谷口 瞳生
10 秒 7	10 秒 6	10 秒 4

オリンピック関西豫選決勝

(各校得點順位) 關西大學 三位

拳詞部

一月十五日、於朝日會館

手島（B C
C A） 契權◎ 濱口（關大）

フエザー級

岡本(關大) K.O ライト級
木村(大星)

岡本(關大) K.O 木村(大星)

五法と同じである。

人が社會の荒波を蹴つて無事月桂冠を得るには何か確乎不拔な精神を自得して居らねばならない。此處に於て弓術を

弓術は往昔に於て非常に重ぜられた故に諸種の流派を生じた。これを大別すれば小笠流、日置流にして日置流は吉田派及び竹林派に別れて居る。猶此れより細

別すれば其の流派多くありと雖へども最も勢力があつたのは以上の三家であると言ひ得るのである。三家の言ふ所各其の流派により多少差異ありとするも要するに大同小異否射藝の奥儀に至りては一
點に歸するものである。其の極に達する時は必ず一點に歸するは獨この術のみならず萬事皆然りである。百川分れて流るゝも終に共に海に注ぎ、又東より登り西より登るも山の頂上に達するは必ず一つの頂上であるのに同じであつて唯當初登る時は東からするものあり西からするものあり此れ即ち流派の生ずる所である。勿論射學正宗を著せし明の高顯の説べる所も極に於て殆んど一致すべきものであり、源昌春などは高顯の説を假りて小笠流の射法を説明して居るのである。

そもそも弓を擧くには日置流竹林派に於ける形の七道（足踏、胴造、弓構、打起、引取、會、離）及び心の五味（目附、引込、伸合、離、見込）に注意すべきである。五味は明の高顯の定むる審、穀、匀、輕、注の

出世捷經の秘訣を暗示せるものと思ふのである。

即ち我々は身體強健にして（土道）用意周到（審）各自は無理をせぬ程度で最全の方策をとり（穀）其の方策に調和平均があり全て準備が整つて居り（引）いざ行動に移らばサツト電光石火の如く快活敏捷に爲し（輕）其後唯やりつぱなしでなく其の結果を注視する様にすれば（注）處世上非常に有利な場合が多いと思ふ。

次に射法に於ける五法を簡単に記述しよう。

一、審（シン） 初の澄、即ち狙ひの事にして射んとする矢を詳にする事なり、一面矢坪を定むとも言ひ、弓の眞の狙は心意を以て其の標準を定むべきものとせられて居る。換言せば用意周到にして氣を收め心を平穏ならしめて、己のなす所は己が知らないのを普通となす、故に他人の意見を用ひるを必要となすのである。岡目八目の諺の如く兎角耳を傾げ採るべきは容赦なく採るべきである、

二、穀（ヨク） 矢頭の事にして弓を伸合（離、見込）に注意すべきである。五味は明の高顯の定むる審、穀、匀、輕、注の各の身一杯に引込むを言ふこれが完全に

なると次の釣合（會）も良くなる。押手の肩先を落し前に捻り出す事なり換言せば

押手（弓を握る左手）は大山を推すが如く勝手（弦を引く右手）は虎の尾を握る心持

である、此れは最も大切を要する物である。此れは最も大切を要する物である。

勝手（弦を引く右手）は虎の尾を握る心持に失すれば抜け去り間からず緩からず細り虎の尾を握るのは最も恐るべき事であつて強く握るべきでなく、而れども緩きに失すれば抜け去り間からず緩からず細

りの注意を以てすべきである。不満、早氣は各自の力量に比して度に過ぎたる無理より生ずるものであり、無理があつては氣迫り心亂るゝ故に持滿の妙に至る事が出來ず中途にて離れるのである。弓は己の力に應するものを用ゆべきである。

三、匀（キン） 匀とは調和の事にして押手勝手が平均のとれて居る事なり、竹林派の會あるひは他流の抱、持攝の事なり。換言せば射法に於ては筋骨の延合を

肝要とす「匀の法を完成すれば矢は必ず的中す」と言ひ得らる。胸を中心として四方に張り延ばす氣持であり、形を以て延ばすのでなく心を以て延ばすべきである。

古來已に不適な強弓を擧いて徒らに體を疲らすより弱弓を以て數多く射る時は

自然的にして無理なく勢ある離となす事が最も必要とされて居る。將に離れるとする時は力は中に充満して外は平氣平穩を表はし、

自然と經驗的に延合押合の妙を悟る事が出来るとされて居る。源の義家の如き其の名千歳に輝くは弓の強弱にあらずして其の射に息合の詰りたる結果である、即ち劍道に所謂氣合がこもつて居るのである。

右手、拳と左手拳（手のウラ）と全く釣合

ひて軽くサアツと離れ行く様にする。而

して軽くのみならず細密に又快活に切

るのである。換言せば勝手を引付けて延合

ひ無邪氣に油斷なく力は八方に充満した

時は一念不動にして無念無想に離るべきである。弓も無く我が身も無く自然に任かす氣持にならねばならぬ。此れ即ち業を神に達したる處に於て可能である。

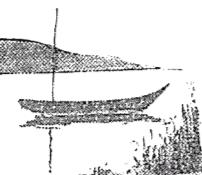
離は弓に知らせず勝手に知らせず兩者の力相平均して延合を適當ならしめ氣分を充満し輕く放すのであつて、少しも凝滞する所のない様にせねばならないが、妄りに軽くせんとして心の重味を失してはならない。故に内に充分の強味ありて然る後に外に輕妙の効をなすを要するのである。又反面強きに失する時は矢に震動を生じ中る矢少くなり、活潑に切り放つものよいが度を過ごきぬ様にせねばならぬ。兎角離は弓を射る上に於て最も大切なものが知られる故に各自の天性を活かして磨きをかけて鍛練すべきものである。

る、漢の李將軍が狩をなし虎の野に伏するを見て此を射一發にして鏃を没し近づきて観れば石であった、此は石を見て虎となし精神一到して此れを射た爲めに矢が石に透つたのである、射術の妙は此處に至りて極に達したといはれ得ると思ふ。

五、注(チユ)

注とは後の證の事にして水の流れ射る事を言ふ目力が的を凝視する事、水が高きより低きに向つて射出する如きを言ふ。換言せば鐘を撞きたる跡の餘韻の盡きざるが如く放つた後の姿勢を言ふものである。

以上射法を簡記したのであるが専門的に入つて論明する事を避けて五法が人生上の利用に適した範圍に於て列記したるに過ぎないのである。源昌春は理解を容易ならしむるために一々三十一文字の和歌を以て五法を説明して居る、此れは弓術のみならず社會人として非常に貴重なものと思ふ。歌に



俳壇

朝 冷 選

暮 暖 嘴

夜 暖 煙

日 暖 煙

月 暖 煙

火 暖 煙

水 暖 煙

風 暖 煙

雲 暖 煙

雨 暖 煙

雪 暖 煙

霜 暖 煙

冰 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

煙 暖 煙

朝風身にしみにけり松風の
目には見えねど音は冷し
諸法完備して欠點なく學々たる位を朝
風といひ、それより離の爽々たる位を松

稻刈つて終ひし田の面案山子かな
我影のうつる土堀の秋日哉

計畫全く整ひ今や行動に移らんとする場合即ち矢が静肅波着の中より(本體)電光石火の勢を以て離れる(火體)此の瞬間は人生上最も興味あるものと思ふ。歌に

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和十一年二月十五日印刷
昭和十一年二月十五日發行

大阪市東淀川區十三東ノ町三丁目

牡丹書房 有田朝冷

封皮には必ず「千里山俳句」と朱記のこと

當季雜吟
當分句數制限せずなるべく多きを望む

送稿先

專商 伊藤紀久男
孫科 謹訪 則光
木枯や八幡諧りの渡し舟
ベランダに二三羽鳴きぬ寒雀

送稿先

大阪市東淀川區十三東ノ町三丁目

牡丹書房 有田朝冷

□

客來る 我に醉あり松の内

犬吠ゆる寒天の星冰りけり

追加吟

朝 冷

福壽草机上筆墨新たなり
ひき合はず友を誇りに暖爐哉

朝 冷

冷

發編行人兼 神屋敷民藏
印刷所 谷口印刷所

大阪市北區堂島上三丁目十五番地

大阪市東淀川區長柄中通二丁目十二番地

集 募 徒 生

志 望 校 殿 申 述

入 學 案 内 呈

▽募集人員 第一學年二百名

▽願書受付 三月一日ヨリ三月二十五日マデ

▽入學考查 三月二十六日、二十七日

關 西 甲 種 商 業 學 校

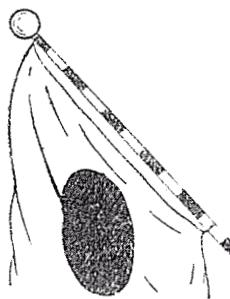
大阪市東淀川區長柄中通二丁目

◎特長 夜間甲種修業年限三年

▽募集人員 第一學年二百名

▽願書受付 二月十二日ヨリ三月二十四日マデ

▽入學考查 三月二十五日(夜) 二十六日(夜)



生徒募集

一、募集人員

第一本科(五ヶ年)
第二學年 二五〇名
第二本科(四ヶ年)
二學年 若干名
三學年 若干名

二、受検資格

第一本科一年、尋常小學校卒業
第二本科一年、高等小學校卒業
二年以上、相當年齢ニ達シ相當學力アリ
ト認メタルモノ

三、願書受付

三月一日ヨリ考査前日迄(毎日午后八時限迄)

四、入學考査

新築落成式
三月十五日午前九時

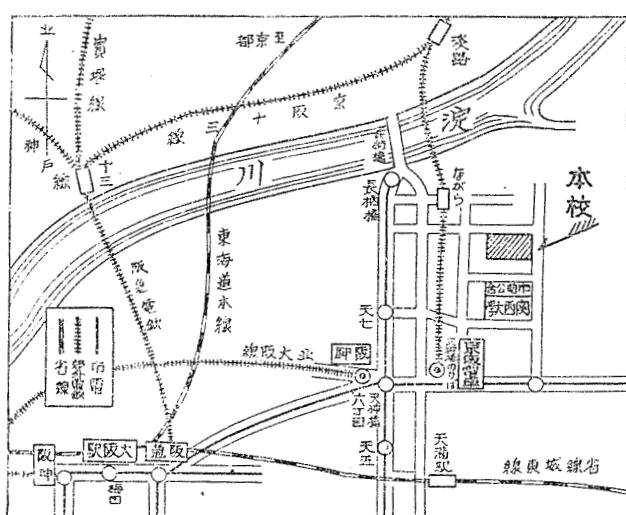
第四回卒業式

三月十五日午前十二時

本科	本科
第二	三月二十六日(木)
三月二十九日(土)	三月三十日(月)
トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内	人物 休物 筆問 筆答 即日決定
トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内	トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内 トアリ指定期間内

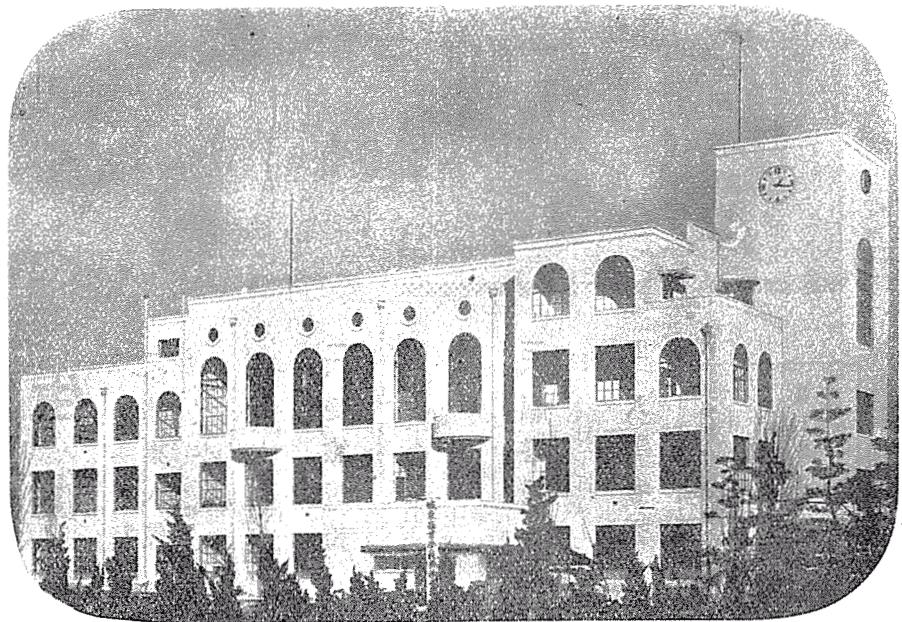
◎通學ノ便

市内省電天七下車北二丁東入(割引廿五回券二回)
郊外ヨリ阪神北大阪線、天神橋筋終點ヨリ
京阪長柄驛ニテ



甲文種認定
此花商業學校

大阪市東淀川區長柄
電堀川一
九九五五一〇



自然の風光に恵まれた交通至便の

大阪第一の教育理想郷に

明朗の新校舎落成

鐵骨鐵筋コンクリート四階建

新様式「軍艦型」

大阪教育界の誇り

大阪市外大軌小阪停留所前(上六ヨリ十分)

財團法人 大阪城東商業學校

電話小阪一六五番・七〇一番

第一本科(五ヶ年)
第一學年 三百名

第二本科(五ヶ年)
第二學年 若干名
第三學年 若干名

△出願期日 三月一日ヨリ考查前日マデ

△入學考查(第一本科 三月十五日
第二本科 三月二十九日)

【入學案内申込次第送附】

(量的生産よりも質的向上を目標とする)

文部省
認定

北陽商業學校

五ヶ年制 (晝) 第一部 (文部省認定卒業入學)

第壹學年壹百名 募集ス

四ヶ年制 (夜) 第二部 文部省認定特設夜間授業ノ甲種
商業高小卒又ハ同程度ヨリ入學 第壹學年壹百名 募集ス

第二部第二、三學年補缺若干名ニ限り検定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校へ (電話北七五七五番)

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交叉點下車)
(新京阪電車淡路下車東一丁半)

(量的生産よりも質的向上を目標とする)

本校の特色

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる第一部五ヶ年制(入學資格尋小卒) 第二部四ヶ年制(入學資格高程)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校入學に關し第一部第二部を問はず中學校卒業者と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任官たる資格及在學中徵集猶豫兵役法改正ニヨリ在學中徵兵検査ヲ受ケナクテモイ幹部候補生たる資格及在營年限短縮其他官公立同種學校の有する一切の特典を有す(本校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

二、人格の感化は本校教育の第一義

人格の感化は吾人の容易に口にしえべからざるところなりと雖も訓育の第一義は畢竟茲にあり、故に先づ教師の人選を厳格にし、成るべく言説の教を少くし學校全生徒中に道徳的空氣を灌漑せしめあらゆる施設中に徳性鍛磨の機會を偶せしめ以て方今漸く華美情弱に流れんとする都市子弟が實力養成に資せんことを努む。

三、本校商業學科と實力養成

甲種商業學校卒業生は一般上級學校入學に關し中學校卒業生と同等以上の資格取扱をうけ上級學校に進み得るも商業學校の使命は實際社會に役立つ實務員の養成にあり、故に本校に於いては廣く實力養成に資せんとする。

四、人としての教育

學校教育の窮屈は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業に向ひし人から人へ心から心への精神教育について比較的省みられず本校が音楽科を主科中毎週一時間加へたるも蓋し意こゝにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室

從來高唱されつゝある學校衛生設備は多く晝間通學生のみを考慮し夜間通學生の爲めに省みらるべきど並びに此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六、教育的環境と生徒の健康

本校新校舎は東淀川區柴島水源地に隣接し流れつけぬ淀川を前方に東に生駒山西に六甲摩耶山を一時に望み長閑に霞む春の日は附近一帯菜花に埋れ空氣清澄教育上學校衛生上最適地なり。

七、委託生制度度

本校(第二部即チ夜間部)に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者は入學に關し特別の取扱をなす。(但シ委託生ハ第一學年平日限ル) 委託生特別取扱は諸銀行會社商店勤務のものに就して自己の勤務先の直接監督者の推薦あるものは證銘の上無試験入學を許す。

八、關西大學校友推薦無試験入學

小學校最終成績平均八點以上ものに限り證銘の上無試験入學を許す。

關西大學學生募集

大學豫科 (第一豫科 (三年制))

出願期間 第一豫科 (二月一日ヨリ四月五日迄)
第二豫科 (二月二日ヨリ四月九日迄)
試驗期日 第一豫科 (四月六日及七日)
第二豫科 (四月十日及十一日)

大學部 (法文學部——法律、政治、哲學、英文
經商學部——經濟、商業)

出願期間 (二月一日ヨリ四月三日迄)
試驗期日 四月四日

專門部

第一部 (晝) 法律、經濟、商業
第二部 (夜) 法律、經濟、商業

出願期間 第一部 (三月一日ヨリ四月六日迄)
第二部 (三月一日ヨリ三月三十一日迄)
試驗期日 第一部 (四月八日 (水))
第二部 (四月三日 (祭日))

學則送呈 (郵券二錢)

豫科、學部八千里山學舍庶務課へ
專門部八天六學舍庶務課へ

(番三二一田吹電)山里千外市阪大
學豫科部里山舍

(番九三〇一川堀電)通中柄長區川淀東市阪大

學豫科部里山舍